



2019年6月27日

各 位

会社名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 常雄
コード番号 6747 (東証第2部)
問合せ先 常務取締役 田地川 章
TEL (045) 826-6711

**株式会社小糸製作所による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2019年6月13日付「支配株主である株式会社小糸製作所による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社小糸製作所（以下「小糸製作所」といいます。）は、2019年4月24日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2019年6月19日をもって、当社株式38,268,950株（当社の総株主の議決権に対する小糸製作所の所有する当社株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」といいます。（注））にして92.37%（少数点以下第三位を四捨五入））を所有するに至り、小糸製作所は当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

小糸製作所は、本公開買付けの成立により、当社の議決権数の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2019年4月23日付で公表いたしました「支配株主である株式会社小糸製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（小糸製作所が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を小糸製作所の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、小糸製作所及び当社を除く当社の株主の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を小糸製作所に売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で小糸製作所より本売渡請求に係る通知を受領し、当社取締役会は、本日、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部の上場廃止基準に該当することになり、本日から2019年7月29日まで整理銘柄に指定された後、同年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2019年4月23日に公表した「2019年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数(41,587,061株)から、当社第2四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(157,110株)を控除した株式数(41,429,951株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社小糸製作所	
(2) 所 在 地	東京都港区高輪四丁目8番3号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三原 弘志	
(4) 事 業 内 容	自動車照明器、航空機部品、鉄道車両部品、各種電気機器、計測機器などの製造・販売、並びにこれに関連した物流	
(5) 資 本 金	14,270百万円(2019年3月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1936年4月1日	
(7) 大株主及び持株比率(2019年3月31日現在)	トヨタ自動車株式会社	20.0%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.3%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.9%
	株式会社三井住友銀行	3.4%
	日本生命保険相互会社	3.3%
	JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3.3%
	株式会社三菱UFJ銀行	3.2%
	第一生命保険株式会社	2.5%
	株式会社デンソー	1.9%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.9%
(8) 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	小糸製作所は、本日現在、当社の発行済株式総数(41,587,061株)の92.02%(少数点以下第三位を四捨五入)に相当する38,268,950株を保有しております。	
人 的 関 係	本日現在、当社の取締役1名が小糸製作所の相談役を、同1名が小糸製作所の専務取締役を、当社の監査役1名が小糸製作所の専務取締役を、それぞれ兼務しております。なお、小糸製作所の従業員1名が当社の完全子会社であるコイト電工株式会社に出向しております。	
取 引 関 係	当社と小糸製作所との間には、記載すべき取引関係はありません。なお、当社グループ(注2)と小糸製作所グループ(注3)の間には、製品購入の取引関係があります。	

関連当事者への
該当状況

小糸製作所は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたしません。

(注1)「大株主及び持株比率(2019年3月31日現在)」における持株比率の記載は、小糸製作所の2019年3月31日現在の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(小数点以下第二位を四捨五入)を記載しております。

(注2)当社グループとは、当社及び連結子会社をいいます。なお、本日現在、当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されています。

(注3)小糸製作所グループとは、小糸製作所、当社グループ各社を含む連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。なお、本日現在、小糸製作所グループは、小糸製作所、当社グループ各社を含む連結子会社29社及び持分法適用関連会社2社で構成されているとのことです。

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2019年6月27日(木曜日)
当社の取締役会決議日	2019年6月27日(木曜日)
売 買 最 終 日	2019年7月29日(月曜日)
上 場 廃 止 日	2019年7月30日(火曜日)
取 得 日	2019年8月1日(木曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき455円

2. 本売渡請求の内容

小糸製作所は、会社法第179条第1項に定める当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式を小糸製作所に売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、本日付で小糸製作所から以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)
該当事項はありません。
- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号及び第3号)
小糸製作所は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき455円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)
該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2019年8月1日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

小糸製作所は、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払うことを予定しております。

- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。なお、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について小糸製作所が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払いを実施するものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、2019年1月23日に小糸製作所から当社を小糸製作所の完全子会社とする旨の提案（以下「本提案」といいます。）を受け、社内体制の整備及び本提案の初期的検討を行った上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、小糸製作所及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして野村総合法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本提案を検討するために当社の諮問機関として2019年2月8日に第三者委員会を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、小糸製作所との間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

また、当社は、リーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当た

っての留意点について法的助言を受けてまいりました。

当社グループの主力事業の1つである電気機器関連事業におきましては、同分野の主要顧客である国・地方自治体の予算は年々縮小傾向にあり、大幅な伸びが期待できない状況にあります。他方、競合他社は、ICT、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなシステム製品・サービスを次々と投入しており、シェア争いはますます激化しております。また、同分野においては、道路側に設置されている街路灯、交通信号機等の機器と車両の間で無線等の通信を利用して、車とインフラを繋げることで、これまで得られなかった情報を使い安全・円滑な交通を実現させる「路車間協調」をキーワードに自動運転領域と事業領域が重なりつつあるため、異業種の新規参入も始まっており、市場環境はますます厳しい状況となっております。このような市場環境において、当社は、小糸製作所とともにIoT技術を活用したインフラ関連の実証実験を行うなどの連携を進めておりますが、小糸製作所グループは自動車照明器をはじめとする自動車関連部品のサプライヤーであり、自動車メーカーを主要顧客とする一方、当社グループの電気機器関連事業は国・地方自治体、NEXCO、警察を主要顧客とする道路等の屋外用照明や車両用交通信号機等の交通インフラ向け機器を主要製品としております。また輸送機器関連事業は、JR、私鉄などの鉄道関連事業者及び鉄道車両製造会社を主要顧客とする鉄道車両用照明や行先表示器、シート等の鉄道車両用機器を主要製品としており、住設環境関連事業は、住宅衛生設備機器メーカーを主要顧客とする衛生機器を主要製品としており、得意先をはじめ事業領域が異なることから、小糸製作所との連携は未だIoT技術を活用したインフラ関連の実証実験の実施に留まっています。また、今後、当社がさらなる事業成長を実現するためには、最先端技術の獲得や競争力のある新製品の開発が必要不可欠であり、そのためには相当規模の投資が必要となりますが、当社単独での対応は難しいと認識しております。このような状況において、本取引を通じて当社が小糸製作所の完全子会社となることにより、双方向での人材交流による小糸製作所との研究開発分野における連携が一層強化されるほか、小糸製作所の経営資源の活用が可能となり、小糸製作所が保有する周囲監視センサ(LiDAR)やLED照明の高品質配光技術等、最先端技術の利用、技術資源の活用、小糸製作所の研究開発拠点であるシリコンバレーラボを通じたインフラ関連の最先端技術の情報収集、小糸製作所のノウハウの利用による原価低減や業務改善、小糸製作所との人材交流による業務の活性化などが見込まれ、当社の競争力の強化に資するものと考えられます。

また、輸送機器関連事業及び住設環境関連事業におきましても、輸送機器関連事業は国内の新造鉄道車両市場は横這いで推移することが想定されていること、住設環境関連事業は、国内における世帯数の減少や住宅の長寿命化に伴い、新設住宅着工戸数の大幅増は見込めない等、電気機器関連事業と同様、市場規模が大きく伸びることは無いと想定しておりますが、自動運転領域と同様に鉄道車両と鉄道車両用設備のデータ連携による保守・メンテナンス情報の提供や衛生機器と住宅設備とのデータ連携等の技術革新が進むものと認識しております。このような市場環境において、当社が事業成長を実現するためには、電気機器関連事業と同様に最先端技術の獲得や競争力のある新製品の開発が必要不可欠であり、本取引によって当社が小糸製作所の完全子会社となることで、多額の資金を要する研究開発投資及び関連する生産設備投資、人材登用に対して、小糸製作所の資金力・信用力を活用することも可能となります。

さらに、小糸製作所の資金力・信用力を有効に活用することで、最先端技術の獲得や競争力のあ
る新製品の開発に向けた研究開発投資のみならず、設備投資、人材登用・育成のための投資など、
当社単独では困難であった投資も行える可能性が広がります。また、当社における意思決定の迅
速化を進め、より機動的な投資の実行を可能とすることで、事業環境の急速な変化に対応してい
くことが可能となると考えております。

上記に記載のとおり、当社グループがさらに成長・発展するためには、自動運転領域におけるイン
フラ関連、輸送機器関連事業及び住設環境関連機器事業に関する研究開発投資、I o T、A I、
ビッグデータ等を活用した新たなシステム製品の開発・関連する生産設備の更新、技術者の登用・
育成等、相当規模の投資が必要となりますが、これらの投資は、短期的には利益水準に悪影響を及
ぼす可能性があり、また、中長期的に収益向上を実現できない場合には企業価値を下落させる可
能性があると考えております。当社が小糸製作所の完全子会社になることにより、こうした株主
の皆様へのリスク負担を回避しつつ、大規模な研究開発投資及び関連する生産設備投資、人材登
用・育成等の諸施策の実行が可能となると考えております。さらには、当社の事業運営の意思決定
の迅速化を図ることが可能となるとともに、上場維持コスト等の軽減も見込まれます。

以上より、本取引により小糸製作所の完全子会社となり小糸製作所グループとの強固な連携を
実現することは、当社グループの経営にとって必要な諸施策の実行に寄与するだけでなく、これ
まで限定的であった小糸製作所グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、
今後の当社グループの発展に資するものであると考えております。

また、本取引の諸条件等のうち本公開買付価格については、当社は、2019年3月下旬に小糸製作
所より価格についての協議開始の提案を受けたことに対応し、野村證券より、当社株式の株式価
値算定に係る助言及び財務的見地からの助言を得るとともに、第三者委員会からの意見も参照し
つつ、小糸製作所と協議を重ねてまいりました。その結果、2019年4月中旬に、小糸製作所から、
以下に記載するとおり当社の株主の皆様に対して市場株価と比較して相当なプレミアムを付した
価格での株式売却の機会を提供する価格であると当社が判断する、本公開買付価格を1株当たり
455円とする最終提案を受けるに至りました。

そして、2019年4月中旬の小糸製作所の最終提案を受け、当社は、第三者委員会から2019年4月
22日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び第三
者委員会の具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに
関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び
利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社に
おける独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。）。その上で、当社は、2019年4月23日開
催の取締役会において、リーガル・アドバイザーである野村綜合法律事務所から受けた法的助言
及び第三者算定機関である野村證券から2019年4月22日付で取得した当社株式に係る株式価値算
定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、第三者委員会から提出され
た本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることがで
きるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・
検討を行いました。

その結果、当社としては、2019年4月23日開催の取締役会において、本取引により当社の企業価

値の一層の向上が見込まれるとの結論に至りました。

また、(i) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、(ii) 本公開買付価格が、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年4月22日の当社株式の終値307円に対して48.21%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2019年3月25日から同年4月22日まで）の終値の単純平均値297円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して53.20%、同日までの過去3ヶ月間（2019年1月23日から同年4月22日まで）の終値の単純平均値306円に対して48.69%、同日までの過去6ヶ月間（2018年10月23日から2019年4月22日まで）の終値の単純平均値317円に対して43.53%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と小糸製作所との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には野村証券による当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2019年4月23日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、2019年4月23日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2019年6月13日、小糸製作所より、本公開買付けの結果について、当社株式17,474,465株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2019年6月19日（本公開買付けの決済開始日）付で、小糸製作所の有する当社株式の議決権所有割合は92.37%となり、小糸製作所は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、小糸製作所より、2019年6月27日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき455円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii) 小糸製作所の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された同社の預金残高証明書を確認した結果、2019年4月23日時点で当社が本売渡株式を含む小糸製作所及び当社を除く当社の株主が保有する当社株式の全部を本売渡請求の1株当たりの対価の額である455円と同額の本公開買付価格により買い付けるための資金に相当する額を十分に超える額の銀行預金を有していたこと及び小糸製作所によれば、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識されていないことから、小糸製作所による本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日、小糸製作所からの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

当社の上記取締役会においては、当社の取締役8名のうち米澤典明氏及び内山正巳氏を除く全ての取締役6名が本売渡請求の承認に関する議案の審議及び決議に参加し、決議に参加した全ての取締役の全員一致により本売渡請求の承認に関する決議を行っております。また、当社の上記取締役会には、当社の監査役4名のうち小長谷秀治氏を除く3名（うち社外監査役2名）が本売渡請求の承認に関する議案の審議に参加し、その全ての監査役が本売渡請求の承認に関する決議につき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、米澤典明氏は小糸製作所の相談役を、内山正巳氏は小糸製作所の専務取締役をそれぞれ兼務しているため、当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の上記取締役会に出席しておりません。これに対し、当社の取締役のうち、山口常雄氏、田地川章氏、田村芳孝氏及び長倉公憲氏は小糸製作所の元役職員の地位にあった者ですが、いずれも小糸製作所を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、小糸製作所の役職員を兼務している状況ではなく、また当社の経営者として小糸製作所から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。また、当社の監査役のうち、小長谷秀治氏は、小糸製作所の専務取締役を兼務しているため、当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から2019年7月29日まで整理銘柄に指定された後、同年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本取引において、本公開買付け後の二段階目の手続として本売渡対価を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び小糸製作所は、本取引の公正性を担保する観点から、以下の①から⑥の各措置を実施いたしました。以下の記載のうち小糸製作所において実施した措置等については、小糸製作所から受けた説明に基づくものです。

なお、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本売渡請求の承認に関する当社の取締役会においては、当社の取締役8名のうち米澤典明氏及び内山正巳氏を除く全ての取締役6名が本売渡請求の承認に関する議案の審議及び決議に参加し、決議に参加した全ての取締役の全員一致により本売渡請求の承認に関する決議を行っております。また、当社の上記取締役会には、当社の監査役4名のうち小長谷秀治氏を除く3名（うち社外監査役2名）が本売渡請求の承認に関する議案の審議に参加し、その全ての監査役が本売渡請求の承認に関する決議につき異議がない旨の意見を述べております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、小糸製作所から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、小糸製作所及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2019年4月22日付で本株式価値算定書を取得いたしました。当社の取締役会は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。なお、野村證券は、小糸製作所及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場

していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社株式の株式価値を算定しました。

野村証券によれば、当社株式の株式価値算定に当たり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	297円～317円
類似会社比較法	210円～671円
DCF法	431円～841円

市場株価平均法では、2019年4月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社の株式の基準日終値307円、直近5営業日の終値の単純平均値300円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値297円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値306円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値317円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を297円～317円と算定しております。

類似会社比較法では、国内にて上場している鉄道車両向け電気機器事業又は信号・交通用照明・交通関連システム事業を営む会社のうち、森尾電機株式会社、日本信号株式会社、株式会社京三製作所、大同信号株式会社及び星和電機株式会社を類似会社として選定した上で、企業価値に対する償却前営業利益の倍率（以下「EBITDAマルチプル」といいます。）、及び時価総額に対する純資産の倍率を用いて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、210円～671円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2019年9月期から2023年9月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2019年9月期第2四半期以降、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は6.00%～7.00%を採用しており、継続価値の算定に当たってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、EBITDAマルチプルを4.0倍～6.0倍、永久成長率を-0.25%～0.25%として当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、431円～841円と算定しております。

なお、DCF法による分析において前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、当該財務予測は、本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

(単位：百万円)

	2019年9月期 (9ヶ月)	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
売上高	36,365	46,100	47,200	47,000	47,500
営業利益	2,848	3,684	4,037	3,933	4,084

E B I T D A	3, 294	4, 257	4, 622	4, 521	4, 676
フリー・キャッシュ・フロー	1, 317	2, 752	2, 430	2, 548	2, 321

② 小糸製作所における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

小糸製作所は、本公開買付価格を決定するに当たり、小糸製作所及び当社から独立した第三者算定機関として、小糸製作所のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、当社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法、将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、小糸製作所はSMB C日興証券から2019年4月22日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「小糸製作所株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、SMB C日興証券は小糸製作所及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、小糸製作所はSMB C日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

小糸製作所株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：	297円から317円
類似上場会社比較法：	198円から366円
DCF法：	304円から781円

市場株価法では、算定基準日を2019年4月22日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の算定基準日までの直近1ヶ月間（2019年3月25日から2019年4月22日まで）の終値の単純平均値（297円）、同日までの直近3ヶ月間（2019年1月23日から2019年4月22日まで）の終値の単純平均値（306円）及び同日までの直近6ヶ月間（2018年10月23日から2019年4月22日まで）の終値の単純平均値（317円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を297円から317円と分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、1株当たりの株式価値の範囲を198円から366円と分析しているとのことです。

DCF法では、当社から提供された2019年9月期から2023年9月期までの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2019年9月期第2四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価

値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を304円から781円と分析しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社の将来の財務予測について、大幅な増益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、当社の事業計画の内容は、本取引による小糸製作所とのシナジー効果を考慮していないとのことです。

小糸製作所は、SMB C日興証券から取得した小糸製作所株式価値算定書の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の市場株価の動向、小糸製作所において2019年1月下旬から同年4月中旬まで実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2019年4月23日、本公開買付け価格を1株当たり455円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である455円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年4月22日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値307円に対して48.21%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値297円に対して53.20%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値の単純平均値306円に対して48.69%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値の単純平均値317円に対して43.53%のプレミアムを加えた価格とのことです。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、小糸製作所及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである野村綜合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、野村綜合法律事務所は、小糸製作所及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、2019年2月8日、当社が小糸製作所の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、小糸製作所及び当社からの独立性を有し、支配株主との間に利害関係を有しない外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士の高野利雄氏（高野法律事務所）、公認会計士・税理士の廣渡嘉秀氏（株式会社AGSコンサルティング 代表取締役）及び当社社外監査役・独立役員であり弁護士の遠藤哲嗣氏を選定しております。）を設置しております。そして、当社は、当該第三者委員会に対して、(i) 本公開買付けを含む本取引の目的が合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値の向上に資

するかという点を含む。)、(ii) 本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されているか、及び (iii) 本取引の条件の妥当性が確保されているか、(iv) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、並びに (v) 当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点について答申書を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、2019年2月15日より同年4月18日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、小糸製作所による本提案を受けた経緯、本取引の目的、当社の事業の状況及び今後の見通し及び当社の事業計画の内容等について説明を受け、質疑応答を行っております。また、小糸製作所からは、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引の目的及び必要性、本取引によって見込まれるシナジー、当社への経営関与の状況及び本取引後に予定している小糸製作所グループ及び当社の事業の展開等について説明を受け、質疑応答を行っております。また、第三者委員会は、当社から、小糸製作所と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき報告を受けております。さらに、第三者委員会は、野村證券より、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受けるとともに、野村綜合法律事務所より、本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置を含む本取引に関する説明を受け、それぞれ質疑応答を行いました。これらの内容を踏まえ、第三者委員会は、野村證券及び野村綜合法律事務所と議論を重ね、本取引の目的、意思決定の過程及び本取引の条件（本取引により少数株主に交付される対価を含みます。）について協議・検討をしております。

第三者委員会は、このような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2019年4月22日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

- (i) 当社が小糸製作所の完全子会社となることによって、(a) 小糸製作所との間で良好な関係性を構築することで、停滞していた当社グループの研究開発投資を促進させつつ、当社グループと小糸製作所グループの事業領域を重ね、さらに大きな事業領域として相互に事業価値を発展させていくことが期待できること、(b) リスクの高い自動運転化に関するインフラ面での研究開発投資を促進することができ、当社グループとして中長期的な事業成長を実現することも可能になると考えられること、(c) 小糸製作所グループは、海外に複数の子会社及び関連会社を擁しているため、海外展開のノウハウも享受することができるものと考えられること、(d) 上場維持に要する経営負担の削減を含むコストの削減が可能と考えられ、かつ、上場を廃止することにより、迅速な意思決定が可能となり、小糸製作所グループ及び当社グループ全体の中長期的な競争力の強化、機動的な経営上の諸施策の実行につながると考えられること、(e) 自動運転以外の用途領域においても小糸製作所グループと当社グループとの協働関係の深化が期待できる一方、当社グループが抱える経営資源が毀損されることにはならず、小糸製作所との良好な関係構築を期待することができるものと考えられること等の理由から、本公開買付けを含む本取引は、当社グループの更なる収益基盤強化と企業価

値向上を実現するものであって、その目的は合理的なものと考えられる。

- (ii) (a) 本取引に係る意思決定過程において、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い十分な情報開示がなされることが予定されていること、(b) 二段階買収の方法を採るに当たって株主の適切な判断機会が確保される手法を採用していること、(c) 二段階買収の際に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、(d) いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する下限の設定が行われていないものの、かかる下限の設定を行うと応募する少数株主の利益に資さない可能性もあることから、かかる下限の設定を行っていなくとも必ずしも少数株主に特段の不利益はないと考えられること、(e) 小糸製作所及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券が、小糸製作所及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして野村総合法律事務所が、それぞれ選任されていること、(f) 小糸製作所及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から算定書を取得していること、(g) 本取引に係る意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する疑いのある取締役及び監査役が参加しておらず、これらの役員を除いた取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見が得られる見込みであること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであると考えられる。
- (iii) 本取引の条件について、(a) 本公開買付価格は、東京証券取引所市場第二部における、2019年4月22日の当社株式の終値307円に対して48.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値297円に対して53.20%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値306円に対して48.69%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値317円に対して43.53%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、相当なプレミアムを付した価格であると考えられること、(b) 本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定されていること、(c) 対抗的な買収提案者との接触を制限する合意は存在しないこと、(d) 利益相反を解消するための措置が適切に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であると考えられる。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)を総合的に判断すると、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (v) 上記(i)乃至(iv)を踏まえれば、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、相当と考えられる。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2019年4月23日開催の取締役会において、当社の取締役8名のうち米澤典明氏及び内山正巳氏を除く全ての取締役6名が審議及び決議に参加し、決議に参加した全

ての取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、当社の上記取締役会には、当社の監査役4名のうち小長谷秀治氏を除く3名（うち社外監査役2名）が審議に参加し、その全ての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、米澤典明氏は小糸製作所の相談役を、内山正巳氏は小糸製作所の専務取締役をそれぞれ兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに係る全ての議題について、それらの審議及び決議には参加しておらず、当社の上記取締役会に出席しておらず、また、当社の立場において小糸製作所との協議及び交渉にも参加しておりません。これに対し、当社の取締役のうち、山口常雄氏、田地川章氏、田村芳孝氏及び長倉公憲氏は小糸製作所の元役職員の地位にあった者ですが、いずれも小糸製作所を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、小糸製作所の役職員を兼務している状況ではなく、また当社の経営者として小糸製作所から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

また、当社の監査役のうち、小長谷秀治氏は、小糸製作所の専務取締役を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

小糸製作所は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としているとのことです。小糸製作所は、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様对本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、小糸製作所以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、小糸製作所は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことです。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び小糸製作所の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

小糸製作所は当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社は、2019年4月23日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社は上場会社として、独立した立場で経営の決定を行うとともに、親会社との取引等においても、当社の独立性と利益が損なわれることのないよう取引条件や市場価格等を十分に勘案して、一般の取引条件と同様に決定することとしており、少数株主の利益の保護に努めている旨を記載しております。

当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引に関する公正性を担保するための各措置を実施しており、上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の内容

当社は、2019年4月22日付で、第三者委員会より、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、本答申書は、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のないものからの意見を改めて取得しておりません。

以上